議会だより のだ

2020
8/7
第152号

ホームページ　http://www.vill.noda.iwate.jp/
Ｅメール　gikai_jimukyoku@vill.noda.iwate.jp

第４回定例会（令和２年６月）など

主なもの

村の感染症対策は万全？・・・・・・・・Ｐ２、３
定例会を解説します・・・・・・・・・・Ｐ４、５
村政に鋭く切り込む【一般質問】・・Ｐ６～
追跡リポート・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15

６月18日、十府ヶ浦公園の「のんちゃん花壇」で野田小学校の児童が花植えを行いました。
当日は厳しい日差しの中、シャベルを手にマリーゴールドやシバザクラを植え付け、環境美化に理解を深めました。

－特集－
新型コロナ

緊急経済対策

全世界で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の自粛等を強いられ、生活が困窮している全ての方に対して、村では各種支援、補償を行います。

特別定額給付金 支給率99％超

国では家計への支援を目的に国民1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」給付事業を実施することとしました。これを受け、村では5月1日に第3回野田村議会臨時会を開会し、事業費4億3300万円を予算措置し、翌5月2日には給付金の申請書類を村内全世帯に発送しました。

給付金は、5月12日に第1回目の振込みを行って以降、6月18日までに計12回の振込みを行い、4175人、対象村民の99・5％に対して振込みを行いました。

国の実施する特別定額給付金事業は、4月27日を基準日としているため、基準日翌日以降に生まれた方は給付の対象外となりますが、村では、対象外の方に対しても村単独の予算で給付を行うこととしています。

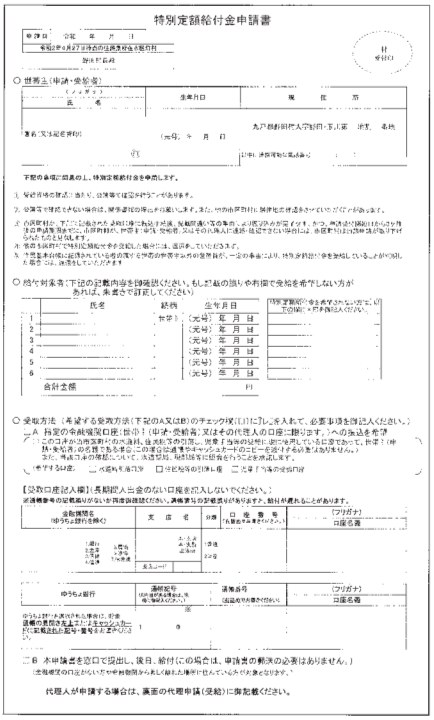
特別定額給付金申請書

○ 世帯主（申請・受給者）

○ 給付対象者（下記の記載内容を確認ください。もし記載の誤りや有無で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください）

○ 受取方法（希望する受取方法（下記のA又はB）のチェック欄（□）にレを入れて、必要事項を記入ください。）

A 指定の金融機関口座（世帯主（申請・受給者）又はその代理人の口座に限ります。）への振込を希望

B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付（この場合は、申請書の郵送の必要はありません。）

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請（受給）に御記載ください。

新型コロナウイルス感染症関連

経済対策 感染予防 事業

第４回村議会臨時会（５月26日）で可決された一般会計補正予算の中から議会が注目した事業を紹介します。

子育て世帯等臨時給付金事業

子育て世帯に対し、商品券を一律１万円分支給します。

746万円

教育環境整備事業

休校措置等に伴う夏季休業期間中の授業実施に備え、小・中学校の教室にエアコンを設置します。

374万円

事業者応援給付金事業

村内の小売業、飲食業、宿泊業またはサービス業で売上げが20％以上50％未満の範囲で減少した方を対象に上限20万円を給付します。

1100万円

防災活動支援事業

災害時、避難所でのクラスター感染を防ぐため、飛沫感染等のリスクを軽減するために必要な物品を整備します。

285万円

店舗賃料等支援事業

村内の小売業、飲食業、宿泊業またはサービス業を対象に売上げの減少率に応じて賃料・地代または固定資産税相当分の一部を補助します。

541万円

6月
定例会

農業委員
定数削減 11から8へ

第4回村議会定例会が6月16日から19日までの4日間を会期として開催されました。

本定例会には、一般・各特別会計の補正予算のほか、農業委員会の委員定数を削減しようとする条例改正案などの議案16件、議員発議案1件について審議を行いました。

条例

農業委員会委員定数改正

本年11月26日で任期満了となる農業委員会の委員の定数を11人から8人に改正しようとする「農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、可決されました。この条例の施行日は、次の任期開始日である11月27日です。今後は委員及び農地利用最適化推進委員を公募、選定し、委員については議会の同意を得て村長が任命します。

国民健康保険傷病手当金創設

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または感染が疑われる方を対象に傷病手当金を支給するため、「国民健康保険条例の一部を改正する条例」が提出され、可決されました。

Q 自営業者は対象になるのか。

A 対象にならない。

マイナンバー通知カード廃止

個人番号の通知カードは、「デジタル手続法」の改正により本年5月25日で廃止となったことに伴い、通知カード再交付手数料を規定する「野田村手数料条例の一部を改正する条例」が提出され、可決されました。通知カードが廃止されたことにより「通知カードの新規発行・再交付」、「通知カードの住所や氏名などの記載変更」ができなくなりますが、当面の間、通知カードに記載された氏名、生年月日、住所などに変更がなければ引き続き、個人番号を証明する書類として使用可能です。

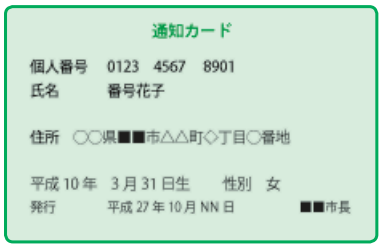

マイナンバーカードの利用促進を図っていく必要があります

下安家 仮設住宅
震災学習など利活用

補正予算

下安家仮設住宅 曳家工事

東日本大震災後に建設、使用された下安家地区応急仮設住宅の一部を遺構として保存し、震災学習などに利活用するため、必要な経費2300万円を予算措置しました。

同施設は、玉川地区の国民宿舎えぼし荘付近に1棟（6部屋分）建っており、このうち半分（3部屋分）を保存する予定です。利用方法は、実際に宿泊をしたり、会議室としての利用を予定しています。

Q 曳家工事の事業費の内訳は。

A 直接工事費1400万円、共通仮設費や現場経費等で450万円、それ以外は設計管理費となっている。

多様な活用方法が見込まれます

産直ぱあぷる 火災から復旧へ

昨年10月に起きた火災により施設内の一部が延焼したことから修繕工事経費1418万円を予算措置しました。

Q 農林水産物直売所の修繕工事は火災前の原状復旧でこれほどかかるのか。

A 火災保険を受けるにあたり原状復旧となる。建設・建築単価の増等により当初設計額より経費の増額を見込んでいる。

施設管理の徹底が求められます

請願陳情

第4回定例会（令和2年6月）までに受理した請願2件、継続審査となっている請願1件について所管の常任委員会で審査を経て、本会議で審議しました。

受理番号	請願第1号	請願第2号	請願第3号
件　名	「野田村に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願書	野田村所有のプレハブ施設の譲渡に関する条例	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願
請願者	宮古市上村1-9-22 豊かな三陸の海を守る会 共同代表　横田 有平	野田村大字野田24-34 野田村柔道協会 会長　小野寺 敬作	久慈市天神堂37-165 岩手県教職員組合県北支部 支部長代行　小関 高博
紹介議員	古舘　幹男	米田徳一郎、小野寺光男	山田　陽子
付託先	総務教民常任委員会		
審査結果	継続審査	採択 ⇒村長へ請願送付	採択 ⇒国へ意見書提出

村政を問う

一般質問

議員 7 人が登壇

一般質問は、村の行政事務全般（一般事務）に関し、村の所見や疑義について質問することができ、定例会でのみ（原則）行うことができます。

質問時間は、１人**60分**となっており、１つの質問につき**３回まで**質問することができます。

丹野　和子 議員（P7）

－ 新型コロナ 感染症から暮らしを守る対策を－

古舘　幹男 議員（P8）

－ 鳥獣被害対策 状況把握に努めるべき－

野﨑　泰斗 議員（P9）

－ 新型コロナ 感染症の影響等現状は－

中川　昇 議員（P10）

－ 避難所 指定避難所の拡充は－

障子上　文義 議員（P11）

－ 観光物産施設 次世代に求められる施設を－

山田　陽子 議員（P12）

－ 新型コロナ 全村民に給付金型商品券を－

米田　徳一郎 議員（P13）

－ 小学校建設 小中一貫校で再検討を－

丹野　和子 議員

新型コロナ

感染症から暮らしを守る対策を

村長　多岐にわたる給付金事業を早期実施

問 特別定額給付金はどれくらい給付済みか。未給付者への今後の働きかけと問題があることにより遅れている方はいるか。

村長 5月12日に第1回目の振込みを行って以来、6月18日までに計12回の振込みを行い、対象者4196人中、給付済みは4175人、支給率99・5％となっている。残る15件余りの方々には、各種方法でアプローチし、早期に給付が完了できるよう進める。

感染症対策と並行して経済対策事業を進めていきます

問 観光物産館ぱあぷる、国民宿舎えぼし荘ともに新型コロナウイルス感染症により営業時間短縮、休業等を余儀なくされたことと思うが、売上の減少はどのくらいか。従業員の給与の支払い、雇用の維持はできているのか。

村長 前年同期と比較した売上の状況は、観光物産館ぱあぷるでは、4月は33・7％の減、5月は51・4％の減、国民宿舎えぼし荘では、4月は36・9％減、5月は85・1％減とのこと。従業員は引き続き雇用し、国の助成金等はこれから申請するとのことである。

子育て世帯給付金加算内容は

問 子育て世帯等臨時給付金は、共通商品券により一律支給1万円、ひとり親・障がい児への加算ありとなっているが、加算額はいくらか。商品券での配布に対する意見や要望はないか。

村長 ひとり親世帯及び障がい児を扶養する世帯への加算は、いずれも子供1人当たり1万円。商品券での配布に対する意見等は把握していないが、地域経済の活性化を期待している。

小学校建設スケジュールは

問 野田小学校整備事業費の繰越金の内容は。昨年度のスケジュールはどこまで実施され、今年度の予定はどのようになるか。新たな候補地が決まり、そのことについて話し合いをしたか。

教育長 繰越金は、建設予定地の地盤調査の経費の残金である。予定地に土地の造成経費、排水対策など検討すべき課題が出てきた。このことから、新たに中学校付近を候補地とし、先日の検討委員会でお知らせし、現在地のほか、新たな候補地も含めて再度検討を開始した。

建設地は慎重に検討していく必要があります

鳥獣被害対策

状況把握に努めるべき

村長　現場確認を行っていく

古舘　幹男 議員

問 村内でニホンジカやイノシシの目撃情報があるが、これら有害鳥獣による被害の把握状況と今後の対策を問う。

村長 ツキノワグマによる家畜の給餌設備等への被害が毎年のように発生し、わなを仕掛けるなどの対策を行っている。ニホンジカによる被害は把握していない。イノシシの村内での出現情報は把握していない。鳥獣の侵入を防ぐため、音や光による防除や電気柵などの設置が有効なため、電気柵の貸出しや購入への補助を行っている。

作物のみならず人的な被害も心配されます

問 村内でのイノシシの目撃情報もあり、担当課では状況把握に努めるべきではないか。また、洋野町ではイノシシによる被害対策としてわなの設置が効果的としているが、近隣市町村との連携、情報交換を行っていくべきではないか。

村長 担当課で現場確認していくとともに情報等あれば提供いただきたい。イノシシによる被害対策については、先進的な活動をしている市町村等と連絡を密にしながら、対応していきたい。

関係人口の拡充を

問 「心はいつも野田村民制度」の事業内容と登録者の状況は。

村長 村に愛着や興味を持ち、心でつながっている村外の方を準村民として登録するこの制度は、平成28年度に開始し、昨年度に登録者が1000人を超え、今も増え続けている。登録者には、木製の木札に「のんちゃん」の焼印と名入れをした登録証を交付しているほか、この登録証を村内外の協力店に提示することでそのお店のちょっとしたおもてなしを受けられる特典がある。登録者は、東日本大震災を契機に生まれた多くの支援者やその支援者を介して制度に賛同してくれた方、ふるさと納税を機に村を知り、応援してくれている方など、きっかけは様々で年齢・職業も多種多様である。

問 下安家地区応急仮設住宅を活用するとのことだが、関係者に対して格安で提供し、村に来てもらうような方策等を模索してはどうか。

村長 本仮設住宅は、津波の記憶を残していくため、津波復興基金を活用し、一部を残していこうと考えているものだが、津波復興基金で活用できる範囲内で検討していく。

漁協組合加入権村の支援を

問 漁業協同組合の加入権が高額なため、組合への加入を躊躇している事例があると聞いたが、村として支援する考えは。

村長 「野田村漁業担い手育成協議会」で漁業を取り巻く現状や課題に対する認識、対応などを情報共有し、支援策を検討していきたい。

担い手確保のための支援策が必要です

野﨑　泰斗 議員

新型コロナ

感染症の影響等現状は

村長　事業者の75％に影響が出る

問 新型コロナウイルス感染症の影響等現状と特別定額給付金の支給率は。

村長 村商工会が、経営への影響を調査した結果、回答があった事業者の50％は「既に影響あり」、25％は「今後影響が出る可能性あり」と回答している。特別定額給付金は、対象者4196人に対して4175人、99・5％の方に支給している。

問 休業等で収入が得られず、生活に支障を来すなど影響が出ている生活困窮者を把握しているか。

村長 個々の事例は今後把握していく。

問 事業者等に対し、地方創生臨時交付金による救済だけでは十分とは言えないため村の単独給付も必要ではないか。

村長 国の第2次補正予算や県の支援動向を注視しながら支援策を検討する。

問 地方創生臨時交付金での救済では、即効性がないのではないか。運転資金等即座に対応しなければならない問題に対する給付等が必要ではないか。

村長 国の支援対象から外れるものについて村として対応する。

小・中学校授業の遅れは

問 小・中学校では、特にも中学3年生は受験を控え、休校等による授業の遅れが深刻ではないか。

教育長 授業日数の遅れは、運動会や修学旅行などの各種学校行事が延期されたことにより取り戻している。

問 行事等の延期など、例年にないほどの環境変化により気持ちが折れそうになっている子供たちもいるということを理解しながら、子供たちに寄り添い、学校生活が送れるような配慮は。

教育長 学校では、できるだけ行事の縮小、見直しを含めて継続することを基本として進める。修学旅行についても実施できるよう検討しており、児童生徒の気持ちに寄り添いながら活動を進める。

有害鳥獣駆除対策は

問 1年を通じて常に警戒しなければならず、特に田の苗を鹿に食べられたという事例もある。今後はイノシシの懸念もあるが、対策は。

村長 農作物、畜舎等の被害防止として、電気柵やわなを設置していく。

問 有害鳥獣駆除を担う猟友会員が高齢化していくことを踏まえ、その育成が急務と考えるが、実態は。

村長 鳥獣被害対策実施隊員として9名を委嘱し、捕獲活動を行っている。狩猟免許等取得費補助事業により狩猟免許等の取得経費を補助する。

問 現実に被害が起きているため、できるだけ早く聞き込みなどをして対応すべき。

村長 以前から被害があるので、基本的には電気柵などで侵入を防ぐことを第一とし、その上で鳥獣被害対策実施隊員による捕獲活動をしており、狩猟免許を取得する方が増えることを期待する。

有害鳥獣対策を担う人材の確保が求められます

避難所

指定避難所の拡大を

村長　災害対応とのバランスから難しい

中川　昇 議員

問 本村は指定避難所が少なく距離が遠い地区もある。職員の不足等で避難所を増設できない場合、住民による避難所開設、運営も考えられるが、同時に徹底した感染症対策も求められる。分散避難も含め、避難の在り方、避難所運営の対応策を問う。

村長 避難所での感染症への対応は、国が示した留意事項に基づいてシミュレーションや事前の準備を行っている。留意事項には、避難所が過密状態になることを防ぐため、親戚や友人宅などへの避難を住民自身により検討していただくこともあるため、今後、内容を整理して周知していきたい。

避難所運営の在り方を考えていく必要があります

問 指定避難所を拡大する考えはないか。

村長 避難所を増やすことで職員の対応も必要になるため、災害対応とのバランスも難しいところがある。例えば、体育館であれば、事務室などを要健康配慮者用に区切って使用することもできるため、工夫して対応していきたい。

育児・介護のダブルケアへの支援策は

問 育児と介護を同時に担うダブルケアについて、村の現状と課題、その対応を問う。

村長 現状では、保育所入所申込で介護を理由としているものは1件であり、地域包括支援センターでは把握していないとのこと。ダブルケアにかかわらず育児・介護ともに緊急時に対応できる社会資源が不足しているため、今後、対応策を検討していきたい。

災害対応も踏まえた建設業の振興は

問 社会資本整備や維持管理の担い手として地域に欠かせない重要な役割を担う建設業の持続的振興、発展をどのように捉えているのか。

村長 働き方の改善に向けた取組みが必要であると考えており、村としては、公共工事等の計画的な発注による安定的な仕事量の確保など、計画的に工事や施設の維持管理業務を発注していくことが地域の建設業の振興・発展につながっていくものと認識している。

児童生徒のストレス現状と対策は

問 東日本大震災後の児童生徒のストレス状況の調査結果が発表されたが、本村児童生徒の現状認識と対策を示せ。

教育長 県教育委員会が東日本大震災以降に「心とからだの健康観察」として実施している本調査では、全体として内陸部より沿岸部の方が高い数値となっている。沿岸部の数値と比較して小学校が14・9％に対し9・7％と低いものの、中学校では12・8％に対し13・5％と高い結果となっている。対策としては、スクールカウンセラーの配置のほか、教員の追加配置などにより、日常における教育相談等の面談の機会を多く設け、児童生徒の心のケアに配慮している。

障子上 文義 議員

観光物産施設

次世代に求められる施設を

村長　関係者らと精査検討していく

問 三陸自動車道野田インターチェンジ付近に物産施設を隣接する予定とのことだが、交流人口、定住人口等を増やしていく中で、特産品などの提供だけでなく、起業家向けの共有型事務所や子供たちの体験型教育施設など、これから次世代に求められる、今後の野田村を作る核となる施設を設置するべきでないか。

村長 施設整備の財源確保のための「野田村の活性化計画」の策定作業に、どのような施設が計画達成のために必要か、関係機関や既存施設の関係者と施設規模・機能・運営方法等を精査検討していきたい。

問 村でも数件の大学と共同して村づくりを検討しているというところでそういった研究機関等のベースになるような施設としても活用できるのではないかと思うが、考えは。

村長 起業家向けのスペースなどは全国で出てきている。村内には、現在、遊休施設や活用されていない施設もあり、それをどのように活用していくかを踏まえたうえで検討していきたい。

様々な観点から施設に求められる機能等を
検討していく必要があります

新型コロナ収束後の対策は

問 新型コロナウイルスの影響により、住民の生活様式、企業の経済活動に新しい秩序が求められる時代となっている。今後の収束後の対策、そして収束しなかった場合も含めて住民の生活様式や企業の経済活動に対する今後の具体的な対策を示していただきたい。

村長 対応は長丁場になる。国・県の基本的対処方針に基づき、感染症対策の徹底と社会経済活動を両立させていくことが重要。感染拡大の影響を受けた事業者等に対し、きめ細やかな支援を行っていく。

小学校建設総工費と財源は

問 小学校建設に係る予算が3月に補正されたが、進捗状況や総工費、財源は。

教育長 2月に行った地盤調査の結果、地盤は問題ないとのことだが、土地の造成に想定以上の経費負担が生じ、大雨等への排水対策も必要となることなど検討すべき課題が出てきたことから、新たな候補地を含めて再検討していきたい。総工費は、今後、基本設計の中で精査していくが、財源は国の「学校施設環境改善交付金」を考えている。

問 今後の検討委員会等のスケジュール、村民に対する説明方法は。

教育長 検討委員会で場所の選定をし、一定の結論を出して住民への説明会を順次開き、周知していきたい。

新型コロナ

全村民に給付金型商品券を

村長　当事業も含めて各種支援策を検討

山田　陽子 議員

問 コロナ禍で村の経済を活性化するために村独自の給付金型商品券を全村民対象に発行する考えは。

村長 国の臨時交付金の追加交付が見込まれるため、当事業も含めて検討する。

問 商工会等に加盟していない事業者等も利用してもらえるよう幅広く使い勝手の良い商品券とすべき。

村長 今後つめていきたい。

問 緊急事態宣言時、感染者のいないこの地域ではできるだけ日常生活がこれまでのように過ごせることが望ましかった。今後、特にも屋外施設の利用対応は、健康的な生活の確保が大事だが、見解は。

村長 国が示す「新しい生活様式」によることが重要であり、屋外施設の利用などは国・県の方針に伴い、住民の健康的な生活の確保のため段階的に緩和していく対応策が必要。

問 小中学生も含めて今後マスクの着用は、熱中症も注意し、この地域なりの具体的な基準を示すべき。

村長 今夏の暑さ対策は、時間や場所などその時々に応じて感染症対策と熱中症対策を両立していく。

教育長 体育の授業時は着用せず、距離を確保し、臨機に対応していく。

問 臨時休校で児童生徒は勉強の遅れ、不登校や精神的影響を受けていないか。また、エアコンによる換気の基準は。

教育長 小中学校ともに授業日数に約10日の不足が生じたが、行事の延期により取り戻し、影響はない。エアコン等による換気の基準は、臨機に対応していく。

浸水シミュレーション　早急に示し対策を

問 非公開となった日本海溝や千島海溝でのM9クラスの巨大地震による浸水区域の早急な開示とその対策は。

村長 県で行う基盤整備後の浸水シミュレーションにより住民説明会を実施する。データの開示は1年ほどかかる。

小学校建設計画の遅れの理由は

問 小学校新築整備計画は、当初の計画から遅れている理由と課題は。

教育長 建設予定地の地盤調査等を行う中で新型コロナウイルス感染拡大防止の対応等により遅れた。地盤調査等の結果は問題ないが、土地の造成に想定以上の経費負担が生じるほか、大雨等の排水対策も必要となることなどから建設予定地で問題が出てきたことにより、新たな候補地も含めて再検討していく。

問 新候補地の場所と検討委員会の意見は。

教育長 現在の中学校の北側を考えており、保育所、小中学校と一体となった通学道、日当たりが良好など、好意的な意見と周囲の住民からの理解を得ることなどの意見があった。

その他の質問項目

○感染症対策に伴う避難所運営の見直しについて

中学校との連携も含めて検討していく必要があります

米田 徳一郎 議員

小学校建設

小中一貫校で再検討を

教育長　小中連携教育を継続、発展させる

問 小中一貫校での学校経営は都市部の私立校に多く、9年間を通して学びを深める場となり少子化に対応した学校経営に有効かつ有益な成果が期待できると考えるが、小学校建設は小中一貫校で再検討すべきでは。

教育長 本村では小中各一校それぞれの独自性を活かしながらも、児童生徒の情報交換を密にし、小中連携教育に取り組んでいる。村では少子化や子育て対策に力を入れてきた成果として各学年30人前後を維持、この状況を考慮し、小中連携教育を継続・発展させるべきと考えている。

問 3候補地がどの様な経緯で提案され予定地が選定されたのか。

教育長 整備検討委員会で3か所の候補地が挙げられ、東日本大震災大津波の経験から安全安心を求める意見が多く、中学校付近で面積が確保される場所として選定され、21世紀村づくり委員会に諮問、答申を受けて決定したが、土地の造成費、排水面で問題が出てきたことから現在地のほか新たな候補地を含めて再検討したい。

村長 整備検討委員会の構成について、役場職員学校関係者が多いとの指摘について、財源、事業の関係でやむを得ない部分もあるが、若干丁寧さに欠けたと反省している。小学校建設は村としても大きな事業で子供たちの安全安心を守り、将来の教育を十分に考え進めてきた。皆様から意見等を伺い進めていきたい。

未来を見据えて検討していく必要があります

危機管理体制 災害対策は十分か

問 内閣府の有識者会議の報告では、今後30年以内にマグニチュード9クラスの地震が想定され、本村で津波高20・9m、役場庁舎に43分で8・1m浸水と報道されているが、東日本大震災大津波の教訓をどのように活かしていくのか。

村長 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震海溝型モデルは、これまでの対策が反映されないシミュレーションであり、災害対策の目安となるモデルとなっていない。県では、同モデルや東北地方太平洋沖地震を包括した基盤整備後の浸水シミュレーションを行うとのことのため結果を待って対策を講じたい。

問 集中豪雨などで未整備の小河川が氾濫し、城内地区などでの被害が想定されることから早急に整備が必要と考えるが、その対策は。

村長 適切な流下を阻害する堆積土砂や支障木、護岸の崩落などは、河川巡視員や住民の方から情報提供いただきながら維持管理に努めていく。

新型コロナ 予防対策と医療連携は

問 国が示す新型コロナウイルス感染症の予防対策と支援内容、発症を想定した医療機関との連携などの対応は。

村長 検査体制やベット数の確保については、県立久慈病院に発熱外来を設置し、感染者が発症した場合、県内では感染者病床38床、結核病床91床、計129床の活用、救命救急センターの一部の病床を活用すると聞いている。現実に発症者が出た場合、村単独での対応は難しいと考える。

その他の質問項目

○産業振興施策について

議案一覧

会議	議案番号	議案名・議案内容	議決結果
第３回臨時会 5/1	承　認 第１号	**令和元年度野田村一般会計補正予算（第８号）の専決処分に関し承認を求めることについて** ⇒地方交付税などの額の確定に伴い予算を補正するもの。（予算の増減はなし）	承認（賛成全員）
	承　認 第２号	**野田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて** ⇒地方税法等の一部改正に伴い、未婚のひとり親の寡婦控除や国民健康保険税の課税限度額等を改正するもの。	
	議　案 第１号	**令和２年度野田村一般会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ4億3,300万円を追加し、総額を43億8,586万円とするもの。	可決（賛成全員）
第４回臨時会 5/26	議　案 第１号	**令和２年度野田村一般会計補正予算（第２号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ7,378万円を追加し、総額を44億5,965万円とするもの。	
第４回定例会 6/16 ～ 6/19	議　案 第１号	**令和２年度野田村一般会計補正予算（第３号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,975万円を追加し、総額を46億5,940万円とするもの。	
	議　案 第２号	**令和２年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ6,441万円を追加し、総額を6億7,795万円とするもの。	
	議　案 第３号	**令和２年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額を4,340万円とするもの。	
	議　案 第４号	**令和２年度野田村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ913万円を追加し、総額を6,672万円とするもの。	
	議　案 第５号	**令和２年度野田村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、総額を2,306万円とするもの。	
	議　案 第６号	**令和２年度野田村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ7,323万円を追加し、総額を4億4,412万円とするもの。	
	議　案 第７号	**令和２年度野田村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ1,941万円を追加し、総額を2億4,075万円とするもの。	
	議　案 第８号	**令和２年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第１号）** ⇒予算総額に歳入歳出それぞれ247万円を追加し、総額を8,463万円とするもの。	
	議　案 第９号	**野田村税条例の一部を改正する条例** ⇒新型コロナウイルス感染症の影響緩和を図るための特例措置を規定するため改正するもの。	
	議　案 第10号	**野田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例** ⇒行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正等に伴い条文を改正するもの。	
	議　案 第11号	**野田村手数料条例の一部を改正する条例** ⇒個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い手数料から項目を削除するもの。	
	議　案 第12号	**子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦等医療費給付条例の一部を改正する条例** ⇒医療費助成の現物給付対象者を中学生まで拡大するもの。	
	議　案 第13号	**野田村国民健康保険条例の一部を改正する条例** ⇒新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を創設するもの。	
	議　案 第14号	**野田村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例** ⇒岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い改正するもの。	
	議　案 第15号	**農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例** ⇒農業委員会の委員の定数を11人から８人に削減するもの。	
	議　案 第16号	**財産の貸付けに関し議決を求めることについて** ⇒三陸鉄道株式会社に対して無償で土地を貸し付けるもの。	
	発議案 第１号	**教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について** ⇒国に対して教職員定数の改善等を求める意見書を提出するもの。	

※議長は採決に加わらない

追跡 どうなりました？あの問題

過去の一般質問などを受け、執行機関でどのような対応をしたのか。
また、どのように村政に反映されたか追跡しました。

問 新生児聴覚検査に対する助成の考えは

※平成31年３月・定例会・一般質問から

答 国・県の財政支援の状況等を踏まえ検討していきたい

新生児聴覚検査費用の一部を助成

村では、令和２年度から村に住所を有する保護者が出産した新生児（生後６か月以内）を対象に１万円を上限として「新生児聴覚検査」への助成を実施しています。

生まれつき両耳に難聴（先天性聴覚障害）がある赤ちゃんは１０００人に１人から２人の割合で発生するといわれています。

この難聴の発見が遅れると耳からの情報に制約があるため、コミュニケーションに支障をきたし、発達にも影響が生じます。

早期に発見することができれば、適切な支援により聴覚障害による影響を最小限に抑えることができます。

新生児聴覚検査

新生児聴覚スクリーニングともいい、難聴の疑いがないか調べる「聞こえ」の簡単な検査です。
退院後１か月健診までに検査を受けることが望ましいとされています。

議会だより のだ No.152

災害義援金を送りました

「令和２年７月豪雨」では、熊本県を中心に九州や中部地方など全国各地で集中豪雨による甚大な被害が発生しました。これを受け、野田村議会では熊本県の球磨村（くまむら）に対して義援金を送りました。

熊本県球磨村

熊本県の南部に位置する球磨村は、面積の約88％が山林で、村の中央には日本三大急流の一つである「球磨川」が貫流しています。主な産業は農業と林業で古くから急傾斜地を利用してつくられた棚田が点在しています。このたびの災害では、河川の氾濫等により多数の犠牲者が出るなど大きな被害を受けました。

議会だよりクイズ

正解者の中から抽選で３名の方に景品をプレゼント！

《問題》

農業委員会の委員の定数は、何人に改正された？

① ４人

② ８人

③ 12人

【応募方法】

はがきやＦＡＸなどで、答え、住所、氏名（ふりがな）、年齢、連絡先を記入してご応募ください。応募は一人１通までとし、匿名での応募は受け付けません。

議会だよりに対するご意見もお待ちしております。

【応 募 先】

〒028-8201　九戸郡野田村大字野田20－14
野田村議会事務局「議会だよりクイズ」係まで
ＦＡＸの場合は 0194-78-3995 まで

【締め切り】 ９月11日消印有効とします。

【当選発表】

次回号で当選者（特に断りが無い限り氏名）を発表します。

☆前号（151号）の当選者☆

「澤口 和さん」、「中野 裕市郎さん」

あとがき

日本各地での豪雨災害に心を痛めています。また、連日の雨模様で農作物の生育状況が芳しくなく、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、半年前とはまったく異なった生活スタイルに戸惑いながら日々の生活大変お疲れ様です。

さて、６月の定例会では議員７名による一般質問などを行いました。それ以外に国からの新型コロナウイルス対策関連事業などについて臨時会で審議しました。

梅雨明け後は例年より暑い日が続くようですが、ご自愛ください。

（小野寺（豊））

発行責任者
議長　廣内　和之

広報編集委員会
委員長　丹野　和子
副委員長　小野寺　豊
委員　古舘　幹男
委員　米田　忠一
委員　中川　大和
委員　山田　陽子

発行日／令和２年８月７日
発行責任者／野田村議会議長
印刷／有限会社マルニ印刷
編集／野田村議会広報編集委員会
〒028-8201　岩手県九戸郡野田村大字野田20-14
TEL.0194-78-2934　FAX.0194-78-3995